

みんなくりポジトリ

国立民族学博物館 学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

国立民族学博物館三十年史; 第一章: 総説

メタデータ	言語: Japanese 出版者: National Museum of Ethnology 公開日: 2024-04-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 塚田, 誠之, 佐々木, 史郎, 笹原, 亮二, 大森, 康宏, 福岡, 正太, 久保, 正敏, 帯谷, 知可, 田村, 克己, 長野, 泰彦 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10502/0002000133

第一章

総説

第一節 誕生から法人化まで

一九七四(昭和四九)年六月、国立民族学博物館は、研究博物館として、国立大学共同利用機関として、開かれた民族学・文化人類学研究のセンターとして創設された。そして三〇年の歳月を経て二〇〇四(平成一六)年四月に法人化という大きな転換期を迎えた。創設から一〇年後までの民博の歴史は『国立民族学博物館十年史』(一九八四年)に詳述されている。本書は主としてそれ以降、すなわち創設一〇年後の一九八四年六月から創設三〇周年を迎えた二〇〇四年六月までの二〇年間に重点を置いて、民博が歩んできた歴史を記述する。

まず、第一章では、管理運営・研究・展示・社会連携・資料・情報化・地域研究企画交流センター・大学院教育の各領域に分けて、この三〇年間の歴史の大きな流れを記し、ついで歴史の転換点となった二〇〇四年四月の法人化について記す。第二章以降は、上記のそれぞれの領域について章を分けて詳述する。まず本節では、上記の諸領域における歴史の概要をまとめて提示する。

管理運営

国立民族学博物館は、わが国における民族学研究のセンターとして、民族学資料の収集・保管・公開と、民族学・文化人類学に関する調査研究というふたつの機能を一体として遂行する、大学共同利用機関とし

写真1-1 発足式。1974年6月10日

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal

て運営されてきた。そして民族学・文化人類学のあり方やそれへの社会的要請の変化、さらには建物の増築にともない、運営上・組織上のさまざまな変革がなされてきた。

まず、一九八九（平成元）年四月には、総合研究大学院大学の開学にともない、民博を基盤機関とする地域文化学専攻・比較文化学専攻が設置され、高度の大学院教育の場とされた。一九八九年六月には特別展示場・書庫棟（特別展示館）が完成した。それにともない同年五月に、管理部・情報管理施設の改組が行われた。情報管理施設に展示担当部署と標本資料・情報担当部署が置かれ管理部の部署も変更がなされた。建築面で民博では機能の増殖・拡大を可能にするグリッド・システムが用いられてきたが、特別展示館に続いて一九九六年三月には第七展示棟が竣工するなど拡大していった。

一九九四年六月には、日本における「地域研究のナショナル・センター」的機能を担う研究機関として、地域研究企画交流センターが民博に附置された。

一九九八年四月には研究部の改組が行われた。地域割によるそれまでの研究部を方法論による実態的な研究部へ改め、民族社会・民族文化・先端民族学・博物館民族学の各研究部と民族学研究開発センターとなった。教員の一部への任期制の導入、助手定員の教授定員への読み替えも行われた。

そして二〇〇四年四月に民博は法人化されることとなった。法人化にともない、研究部の改組が行われ、機関研究を中核的に担う先端人類科学研究部、民博の研究活動の戦略を策定する研究戦略センター、博物館の資料・情報・展示・社会連携の機能を担う中核的組織として文化資源研究センターが設置された。民族社会・民族文化研究部は維持された。また管理部の組織も若干の変更がなされた。

民博の運営組織として、重要事項について館長に助言する評議員会や、館長の諮問に応じる運営協議員会が設けられていたが、法人化後はそれらにかわって運営会議が設置された。また、歴史の節目において社会的状況の変化に対応すべくさまざまな委員会が置かれて運営に当たってきた。委員会のなかでも範囲が広く長期にわたった長期計画策定特別委員会（一九九二年六月〜二〇〇〇年一月）、研究体制のあり方



写真1-2
『国立民族学博物館十年史』。
1984年11月刊

を審議する研究企画委員会（二〇〇〇年四月～二〇〇二年三月）は民博全体の方向性を審議する委員会として記憶に新しい。しかし委員会体制は、法人化以降は面目を一新することとなった。

入館者は、長期減少傾向にあり、一九九九年以降は年間二〇万人を割ることになったが、二〇〇一年三月に、レストラン、ミュージアム・ショップを含む一階を全面無料化し、券売場を二階案内カウンター前に移動する変革が行われるなど入館者に対するさまざまなサービス機能が検討され実現されてきた。（塚田誠之

研究

本館の研究は創設以来、館をあげて取り組む「特別研究」、大学共同利用機関として推進する「共同研究」、そして、個人の自由な発想にもとづく「各個研究」の三つの柱から構成されてきた。その基本構造は三〇年たった現在でも変わっていない。ただし、全館的取り組みである「特別研究」は、時代の変化に応じて名称も役割も、また研究内容も変化してきた。

「日本民族文化の源流の比較研究」（一九七九年～八八年）、「現代日本文化における伝統と変容」（一九八一年～九〇年）、「アジア・太平洋地域における民族文化の比較研究」（一九八九年～九八年）、「二〇世紀における諸民族文化の伝統と変容」（一九九一年～二〇〇〇年）などに代表される「特別研究」は、大学共同利用機関に措置される特定研究経費による一〇年計画という長期計画にもとづく研究だったが、その制度は一九九八（平成一〇）年度を最後に廃止されたために、本館は新たな全館的研究活動を構築しなければならなくなった。そこで新たに提唱されたのが「機関研究」という枠組みであり、そこには「重点研究プロジェクト」と「先端研究プロジェクト」というふたつのカテゴリーが設けられた。前者は従来の「特別研究」のように、館員の自主的な集まりによって運営される全館的研究活動だが、急速に変化しはじめた民族学・文化人類学を取り巻く情勢を鑑みて、五年という比較的短い期間で計画を立てて、成果を出す

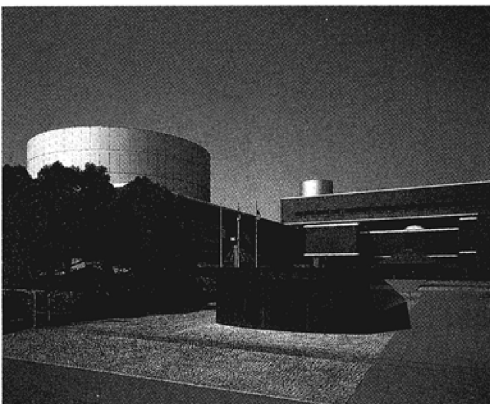


写真1-3 正面から見た建物

ことが求められ、一九九九年度より本格的にスタートした。他方「先端研究」は一九九八年度に行われた研究部改組で設置された先端民族学研究部のメンバーによって実施される活動で、その名のとおり、先端的、実践的な研究を行うことが求められた。こちらも、この研究部の教員の任期にあわせて六年という期間で成果をあげることが求められた。

しかし、二〇〇四年に実施される大学共同利用機関を含む国立大学の法人化を見据えた研究戦略を立てる過程で、この体制ではじゅうぶんな成果をあげることができないことがわかり、研究企画委員会の提言の下に、重点研究プロジェクトは三年で打ち切られ、二〇〇二年には法人化後の機関研究を見据えた「新領域開拓研究プロジェクト」と「研究フォーラム促進プログラム」というふたつの研究体制が設置された。これらはいわば経過措置である。その間、法人化に対処するために設置された法人化準備委員会の下に設置された研究戦略センター準備・研究部改組検討部会で、法人化後の機関研究のあり方が議論された結果、「社会と文化の多元性」「人類学的歴史認識」「文化人類学の社会的活用」「新しい人間科学の創造」という四つのテーマを柱とした新たな機関研究を立ちあげることとなった。

このように全館をあげて取り組む特別研究が次々に変わっていくなか、共同研究と各個研究では、その枠組み自体に変化はなかったが、その組織づくりや研究テーマの設定方法に変更が見られた。ことに共同研究では、二〇〇二年度に公募が始まり、二〇〇四年度の法人化に際してはそれが強化される方向で改革された。また、公募の導入にともない、すでに法人化以前から館外の委員を含む、選考委員会による共同研究の選考が行われていたが、法人化後にはそれが強化された。すなわち、運営会議の直属の委員会として、運営会議の館外委員若干名と館内委員で構成する共同利用委員会を設置し、その審議を経て共同研究の選考を行う体制を整えた。さらに法人化とともに、共同研究にも「文化人類学・民族学および関連諸分野を含む幅広い研究」「本館の所蔵する資料に関する研究」「本館の機関研究に関連する研究」という三つのカテゴリーが設けられ、それぞれの研究の目的によって分類されるようになった。

(佐々木史郎)

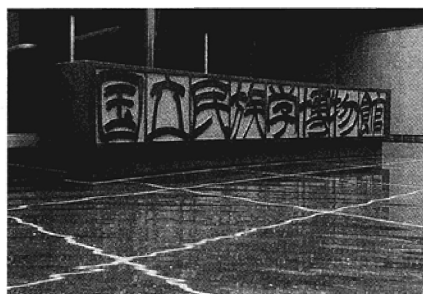


写真1-4 館銘石。藤枝晃氏の揮毫

展示

この二〇〇年間の展示を巡る大きな動きとしては、一九八九（平成元）年の特別展示館の完成と特別展の開始、一九九五年の阪神・淡路大震災による展示場の罹災、一九九六年の第七展示棟の竣工、二〇〇一年の『国立民族学博物館における第二期展示基本構想』策定、二〇〇二年の常設展示場の耐震改修工事とそれにもなう展示替えをあげることができる。

本館の常設展示では、オセアニア展示における〈オーストラリア・アボリジニの精神世界〉コーナーの設置や、アメリカ展示における〈メソアメリカ地域民〉コーナーの追加といった部分的・小規模な展示替えは、アフリカ展示、西アジア展示、中央・北アジア展示など、各展示場で行われてきたが、そのほか、一九九六年の第七展示棟の竣工にもなう南アジア展示、「映像の広場」「ものの広場」の新設と東南アジア展示・言語展示の大規模な展示替え、二〇〇〇年の東アジア（朝鮮半島の文化）展示の全面展示替え、二〇〇一年のオセアニア展示の〈先住民の文化運動〉コーナーの新設、二〇〇二年の耐震改修工事にもなうアメリカ展示の全面展示替えやアメリカ展示、ヨーロッパ展示、アフリカ展示、中国展示における地域テーマ展示コーナーの設置といった、大規模な展示替えが行われた。

二〇〇一年策定の『国立民族学博物館における第二期展示基本構想』では、時代の変化や研究の進展への迅速な対応やフォーラムとしての民族学博物館の実現といった、従来の民博の展示に代わる新たな展示のあり方が提示され、二〇〇二年の耐震改修工事にもなう展示替えはそれに沿って行われた。しかし、その後は、民博の法人化などもあり、構想の実現に支障をきたした。さらに、エントランスホールや、映像の広場撤去後の空きスペースなど、さまざまな場所を利用して、さまざまな性格・内容の企画展示が頻繁に行われるようになった。こうした状況を鑑みると、明確な方向性を持った展示構想の策定と、それにもとづく展示の実現が改めて待たれる。

（笹原亮二）



写真I-5 | 階玄関

写真I-6 | 階インフォメーション・カウンター



社会連携

一九七四（昭和四九）年六月の民博創設と同時に、社会連携の基礎となる広報活動が開始された。市民の支援を獲得し、かつそれを末永く維持していくための事業内容、スケジュール・組織について検討された。その結果、研究者向けの研究連絡誌『民博通信』、一般向け広報誌『月刊みんぱく』などの出版物を、一九七七年に創刊した。また、博物館と市民のかけ橋となる「国立民族学博物館友の会」を組織し、他の博物館にはない月一回の「報道関係者と館長との懇談会」などを開館にあわせて開始した。さらに民族学・文化人類学に関する研究博物館としての研究成果を一般市民に還元する展示、教育普及のための「みんぱくゼミナール」、民族誌映画会、研究公演そして各種のシンポジウム、ワークショップなどを順次、充実させていった。

開館一二年目の一九八九年には、市民の民族学への理解をより深めてもらえるよう常設展に加えて、特別展・企画展が開始された。これによって時々の社会的な関心を展示に反映することが可能となる一方、研究者の特色ある研究成果を展示することができるようになった。初期の特別展では、地域別の展示テーマが多く、企画展はどちらかというトピック性に重点が置かれていた。

これらは、広報出版物をのぞいて、いずれも万博公園内の民博へ来館する人びとに向けての活動である。開館二〇周年を迎えた一九九七年頃からは、館外での広報普及活動が活発に実施されることとなった。その要因のひとつは、減少しつつあった入館者の増加対策であった。具体的な対策としては、国立民族学博物館巡回ゼミナール（一九九八～二〇〇二年）、大阪梅田の「HEP FIVE学習塾・HEP民博シリーズ」（一九九九～二〇〇三年）などがあり、のちに二〇〇〇年からは、新聞社との共催で公開講演会を継続している。また民博の機能を集約して各地に出かけていく「みんぱく移動博物館」も実施した（一九九九～二〇〇一年）。さらに展示、ワークショップ、ゼミナールを一体化した「みんぱくサテライト」が

二〇〇二年からスタートした。

一方、開館当時から海外を意識した広報活動も積極的に行ってきた結果、海外での民博の認知度もあがると同時に各種の協力要請も増加することとなった。その要請に応えるかたちで博物館学国際協力セミナーを一九九四年にスタートさせた。

二〇世紀末に普及したインターネットは、民博の広報普及に大きく貢献した。一九九五年に開設したホームページによって、民博の各種情報は全世界に配信されている。さらに民博の各種データベースもインターネットによって世界中の人が利用することができるようになった。今後は、電子メディアを通じた双方向型の教育活動が考えられるであろう。

二〇〇四年、民博は法人化という大きな節目を迎えた。研究・大学院教育の分野ではこれまで以上の成果が求められると同時に「博物館を持った研究所」として、企業や地域社会、学校教育、そして市民との連携・協力体制が要請されている。社会との将来にわたるパートナーシップの確立と、社会貢献への組織的・総合的な取り組みの推進が強く求められているのである。民博は三〇年にわたる教育普及活動の積み重ねのうえに、新たな社会連携のかたちを模索しはじめている。

(大森康宏)

資料

本館では、所蔵資料を標本資料、映像音響資料、文献図書資料に大別して取り扱ってきた。創設三〇年を経た現在、本館は、標本資料約二五万点、映像音響資料約七万点、文献図書資料約六〇万点を所蔵するに至っている。標本資料と映像音響資料については、購入や寄贈により館外の研究者等が集めた資料を収集するほか、毎年、研究活動の一環として世界各地で館員による直接収集や映像取材を重ね、同時代の民族学資料の収集に努めてきた。文献図書資料についても、研究活動に欠かせない資料として重点的に収集

を続け、民族学・文化人類学の専門図書館として世界に誇るべきコレクションを保持するようになった。これらの資料は、本館を訪れた研究者による利用に供されてきたほか、館内外における展示等を通じて、より多くの人びとが世界の文化について理解を深めるために利用されてきた。

収集資料の保存管理においては、それぞれの資料の特性に合わせた方法が工夫されてきた。なかでも標本資料は、世界各地で実際に生活のなかで使われていたものが多く、船や家屋をはじめ大型資料を数多く含んでいるという特徴を持ち、他の資料以上に工夫が必要とされてきた。近年、環境に配慮して薬剤の使用を極力おさえながら、本館の資料を保存する手法の開発が進んでいる。

一方、所蔵資料の増加は、収蔵スペースの不足という問題を生み出している。大型の標本資料は、仮設収蔵庫への仮置き状態が続いているほか、いずれの資料も、このままいくと近い将来収蔵スペースに空きがなくなる見込みである。また、資料の増大に加えて、資料の劣化や映像音響資料における記録媒体の變化など、時間を経ることによって現れてきた問題への対応は、資料管理により多くの予算と労力を必要としている。しかし、経費や定員の削減により、いつそうの合理化が迫られており、資料収集および資料管理のあり方を抜本的に見直す必要が出てきている。

(福岡正太)

情報化

創設当初から民族学情報センターの機能は国立民族学博物館の使命のひとつとされ、すべての資料に対する情報検索システムの構築、情報科学としての民族学を展望した「コンピュータ民族学」部門の設置、研究用と入館者向け情報提供サービスの両者を対象とする情報システムの導入、などの構想が立てられ、館外の専門家を交えた委員会等で具体化が進められた。研究用システムについては、さまざまな開発研究や民間企業との共同研究と並行しながら四期二四年にわたる整備計画に従って着々と整備が進められ、ま



写真1-7 | 階収蔵庫

た展示用システムについても、一九七七（昭和五二）年当時、世界初のビデオ・オン・デマンド・システムであった「ビデオテーク」の開発と更新、一九九六年の第七展示棟公開時の情報展示の開発、一九九九年のみんなく電子ガイド開発などが進められた。

これらシステム整備は、人文・社会科学系研究機関・博物館におけるコンピュータ利用を民博が先導すること、そのためニーズ先行でなくシーズ先行を戦略とする、「供給が需要を生む」という基本方針（『十年史』四五二〜四五三頁）のもとで進められ、一九九〇年代半ばまでは、この分野における情報化を促進するうえで大きな効果があった。

しかし、一九九九年以降、コンピュータ利用の一般化やインターネットの普及とともに、民博がシステムを独自に開発して情報化を先導する時代は終わり、既存ハードウェアやソフトウェアの組み合わせによって開発・運用コストを押さえ、むしろ過去の蓄積を生かしたデータベースやコンテンツの充実にコストを割き、インターネットを介したそれら情報の提供に力を注ぐべきであるとの意見が館外委員から呈せられるようになった。

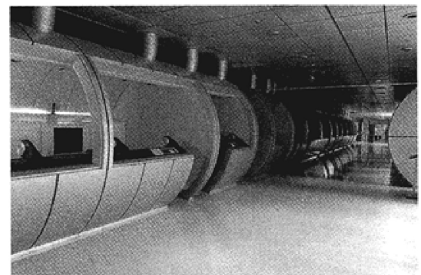
共同利用や社会還元がより強く求められる二〇〇四年の法人化以降はなおのこと、この意見をふまえ、学界・研究者や社会のニーズに応じた情報生成・公開を支援するためのシステム整備を推進することがいっそう必要である。そのためにも、情報化スタッフの充実やアーカイブズ整備も含む、積み残された諸課題への取り組みが求められている。

（久保正敏）

地域研究企画交流センター

地域研究企画交流センター（以下、地域研という）は、「日本における地域研究のナショナル・センター」的機能を担うという設置目的のもと、一九九四（平成六）年六月に国立民族学博物館に附置された。これ

写真I-8 ビデオテークのブース



は、特定の地域名を冠さない、全世界を研究対象とする地域研究の中核的研究機関という構想であった。当初、松原正毅センター長一名で発足、一九九八年度までに教員一〇名規模となり、地域研究の推進のため、国内ネットワーク形成（連携研究・共同研究）、国際ネットワーク形成（国際シンポジウム、国際共同地域研究）、資料収集、研究成果の出版、社会連携などに取り組んできた。特に、二〇〇一年度からはその時々アクチュアルな問題を取りあげたアド・ホックなワークショップの開催や、東京・京都などでのシンポジウム開催、それらにおけるNGOや国際機関との協力など、世界の諸地域で生じている課題に取り組むため、学術分野のみに留まらない、より開かれた活動が意識的に展開された。

グローバル化や冷戦終結後の地域紛争の頻発といった新しい状況を背景に、世界の諸地域にかかわる研究のあり方とその体制を検討する必要性が広く認識されるようになったことに加えて、国立大学等の法人化の流れのなかで、「地域研究の総合的な推進方策に関する調査研究」（二〇〇〇年度）、「地域研究の総合的な推進体制に関する調査研究」（二〇〇一年度）は、今後の地域研究推進の方向性として、中核的な地域研究機関設置によるネットワーク構築というアイデアからさらに進んで、課題にそくして大学や研究機関の枠を超えたプロジェクトを展開しうるネットワーク構築が必要とする提言をまとめた。二〇〇三年度の自己点検および外部評価も、同様に、地域研に課されたミッション（社会的使命）と現状を見直すためのものとなった。「地域研究コンソーシアム」の設立（二〇〇四年）は、地域研究のアカデミック・コミュニティとの密接な連携のもとに、こうした地域研究の新たな方向性が模索された成果である。こうして「日本における地域研究のナショナル・センター」としての地域研のあり方そのものも、大きな転換期を迎えている。

（帯谷知可）

大学院教育

総合研究大学院大学（以下、総研大という）は、わが国初の学部を置かない大学院だけの大学で、その課程は後期三年の博士課程だけである。基盤となる大学共同利用機関の高度の機能を生かし、各研究機関の施設・設備を利用して、またその教員組織は各研究機関の教員で編成するものである。総研大は、一九八八（昭和六三）年一〇月一日に開学し、翌年四月一日から学生の受け入れが始まった。設置の理念としては、独創的な学術研究の推進や先導的分野の開拓が必要とされる新しい時代において、大学共同利用機関の優れた機能を活用した、他大学とは異なる特色ある柔軟な教育を行うことによって創造性豊かな高度の研究者を養成することにあつた。大学共同利用機関を基盤とする複数の研究科が実体を形成している点が特色であり、研究科や専攻の独自性と自主性が生かされるよう留意された。

民博を基盤機関とする地域文化学・比較文化学二専攻について、一九九三年八月に共同研究棟が竣工し、大学院研究室が開設された。研究環境の整備が行われるとともに、学生への教育や研究指導も進み、一九九二年三月に比較文化学専攻において課程博士による初めての学位が授与されて以降、二〇〇四年六月までに課程博士二十七名、論文博士一二名が学位を取得している。二専攻の大学院教育の大きな特徴は個別の指導とゼミ等を通じた集団指導を組み合わせた体制であるが、それは一九九二年度以降行われた諸変革の結果である。こうした教育体制の充実と実績をふまえて二〇〇〇年一〇月二二日には大学院教育に関する公開フォーラム「民博における大学院教育―その評価と展望―」を開催した。なお、当初二専攻でスタートした文化科学研究科は、以降、国際日本文化研究センター、国立歴史民俗博物館、メディア教育開発センター、国文学研究資料館を基盤機関とする専攻が次々に設置され、総研大ともども全体の規模が大きく広がった。

二〇〇四年四月、総研大は法人化され、国立大学法人総合研究大学院大学へと移行した。総研大とそれ



写真1-9

『総合研究大学院大学文化科学研究科地域文化学専攻・比較文化学専攻概要』2004年

を構成する機構および独立行政法人の間で連携協力に関する協定を結び、各基盤機関の教員が総研大担当教員となるというかたちで運営が行われることになった。研究科・専攻の自主性・自律性が増すとともに、新たな試みが始まった。そのひとつとして、民族学・文化人類学に関係する関西の四大学院研究科との間で学生交流に関する協定を結ぶことになったが、それは日本における民族学・文化人類学の教育史上画期的な試みである。

法人化にともない、教育研究の面でいっそう厳しい国内外の競争が展開するなか、総研大ならではの深い専門性と広い学識を有する研究者の養成に向けて、多くの課題が残されている。

(塚田誠之)

第二節 法人化と新しい民博

大学共同利用機関法人人間文化研究機構

● 法人の制度設計

国立大学の法人化にあたって、国立民族学博物館のような大学共同利用機関がどのようななかたちで法人化するかについては、法人化の数年前からさまざまに議論が行われた。問題のひとつは、国立大学が教育の業務を一義的に持つことで独立行政法人と区別されるのに対し、大学共同利用機関はその研究面だけに於いて他の独立行政法人と明確に差異化されないことにある。また、民博や国立歴史民俗博物館は、その名称および目的の一部において、二〇〇一（平成一三）年四月に独立行政法人となった文化庁所管の国立博物館と同一視されやすいことも問題である。さらに、個々の大学共同利用機関は、一部を除いて、大学の一学部、あるいは単科大学程度の人的・組織的規模であって、単独での法人化に困難がともなうといった事情もあつた。こうしたなかで、一時、全機関が単一の法人をつくるという案の可能性も議論されたが、結果的に、複数の機関から構成される法人を新たに三つつくり、既存の高エネルギー加速器研究機構は単独で法人化することとなった。民博は、国文学研究資料館、国際日本文化研究センター、国立歴史民俗博物館の、他の文化系三機関とともに人間文化研究機構をつくることとなり、これに文理融合の研究をめざ



写真I-10
通用口に掲げられた
「人間文化研究機構」のプレート

す、創設もない総合地球環境学研究所も加わった。

大学共同利用機関の法人の制度設計の考え方は、科学技術・学術審議会学術分科会のもとに置かれた大学共同利用機関特別委員会の最終報告（『大学共同利用機関の法人化について』二〇〇三年四月）によれば次のとおりである（一〇～一二頁）。

すなわち、「大学共同利用機関は、大学の研究者の共同利用、大学の研究者の共同利用、大学の研究を集中的に行うCOE（センター・オブ・エクセレンス、卓越した研究拠点——引用者による注）としての性格を有し、大学と同様『学問の自由』が保障されるべき機関として、それを保障するための制度も設けられている」。「さらに、大学共同利用機関は、元々国立大学の共同利用の機関として、国立大学の教員の共同利用・共同研究の拠点となることを構想して創設されたものであり、平成元年に法律改正され、『大学の共同利用の機関』とされて以降も利用者の大半が国立大学の教員であることから、実態として、国立大学群の研究システム全体に不可分の組織として組み込まれていると言える」。したがって、「国立大学と密接な関係を有する大学共同利用機関の特性をふまえ、法人化に当たっては、国立大学法人法の中で規定し、基本的に国立大学法人の組織運営システムを踏襲」し、国立大学法人法とらんで大学共同利用機関法人法がつけられることとなった。同報告書はまた大学共同利用機関が、「これまで特定の研究者コミュニティの研究者の共同利用・共同研究の拠点として発展してきた」従来の機能は今後も重視すべきであるとしている一方で、新たな学問の状況をふまえ、「大学共同利用機関に、新分野の創出に向けて効率的に自らを発展させる仕組みを持たせることが重要である」ともしている。

● 人間文化研究機構の理念

民博が加わる人間文化研究機構では、各機関の長からなる人間文化研究機構創設準備委員会をつくり、そのもとにワーキンググループが設けられ、理念の面でも制度設計の面でも機構のあり方について実質的

な議論をしていく場となった。このワーキンググループの座長は、二〇〇二年度が国立歴史民俗博物館の朝岡康二教授であり、二〇〇三年度に四機関共通の大学共同利用機関法人準備室が設けられて同教授がその併任となったことにもない、民博の田村克己が後を継いだ。

各機関の代表による上記ワーキンググループの議論等をふまえ、人間文化研究機構の理念は、次のようにまとめられていった。

二一世紀を迎えた今日、自然と人間の歴史的営為とが地球規模で複雑に絡み合った難問が山積している。それらに対応するために、文化に関わる大学共同利用機関が旧来の学問の枠を越えて連合し、新しいパラダイムを創出する研究拠点を形成するものである。この機構は、膨大な文化資料に基づく実証的研究、人文・社会科学の総合化をめざす理論的研究など、時間、空間の広がりを視野に入れた文化に関わる基礎的研究及び、自然科学との連携も含めた研究領域の開拓に努め、また、問題解決型の課題研究にも取り組み、文化の総合的学術研究の世界的拠点となることを目指すものである。

（『大学共同利用機関の法人化について』一二頁）

続けて機構化の利点として博物館、資料館の文化資料のナショナルセンターとしての機能を持つ研究所が参画していることは、蓄積された「資料」と「情報」が、研究推進ならびに、研究成果を広く社会に還元するうえで大きな効果を発揮するものと述べられている。

機構をつくっていくうえで重要な論点は、機構長や理事などにどのような人をあてていくかの問題であり、この点は機構のあり方そのものにかかわることであった。人間文化研究機構はけつきよく、機構の運営にあたる役員に各機関の長あるいは代表者をあてることなく、文化系諸学の拠点にふさわしい人材を独自に求めることとなった。この考えのもとに、文部科学省の指針に従って四機構それぞれに設けられた「検

討委員会」に、機構（創設準備委員会）から具体的な候補者についての提案が行われた。以上の一連の経緯における議論の背景には、各機関それぞれに持つ特色や伝統を最大限に尊重し、各機関が独自性を保ちつつ対等の立場で機構の運営に参加するという考えがある。そしてこの制度的な担保として各機関の長で構成される機構会議や、各機関の意見を代表する企画連携室が設置されることとなった。

（田村克己）

法人化にもなう変化

二〇〇四（平成一六）年四月、国立民族学博物館は大学共同利用機関法人人間文化研究機構の一員となった。大学共同利用機関法人とは、法的にはほぼ国立大学法人と同じ扱いを受ける法人格で、いわば、政府全額出資のNPO法人であり、そこに働くものは非公務員とされている。準備段階では、すべての大学共同利用機関が一法人を形成する案も検討されたが、高エネルギー加速器研究機構が単独で機構をつくることを先行して決定したため、他の大学共同利用機関は三つの機構に分かれることとなった。人間文化研究機構は、国立民族学博物館、国立歴史民俗博物館、国文学研究資料館、国際日本文化研究センター、総合地球環境学研究所の五機関からなる。

法人格を持ったということは、すなわちそれまで国立の機関あるいは国家公務員として国によって保護されていた防護壁が取り払われ、営利団体ではないという点を除けば、基本的に一般の会社と同じになったということである。その結果、労働基準法や男女雇用機会均等法などの適用を受けるようになった一方で、教員には教育公務員特例法が適用されなくなったのである。これにもなう大きな変化は就業規則を制定せねばならなくなったことである。従来、国家公務員法によって定められていた事柄が各機関のつくる就業規則によって規定しなおされた。この規則は労働組合または過半数代表者の同意を得る必要があり、民博では後者の同意を得ている。

表I-1 大学共同利用機関法人
人間文化研究機構 役員
(2004年度)

石井米雄	機構長
平川 南	理事
大崎 仁	理事
赤澤 威	理事
伊井春樹	理事
松澤員子	監事
新保博之	監事

● 機構本部の設置

機構の運営を総括する部署として機構本部が設置された。機構長のもとに役員会（機構長と理事四名）があり、これが法的には最終意思決定の場である。と同時に、執行責任を持つ場でもある。しかしながら、機構を構成する各機関の自発的意思を尊重するとの精神から、役員会構成員と機関の長が合議する機構会議が事実上の意思決定を行う。また、機構長は重要事項の最終決定を行う前に、経営協議会と教育研究評議会の意見を聞かなければならない。

運営にかかわる仔細な検討は、役員会や機構会議にかけられる前に、企画連携室で問題提起および原案の提示が行われ、各機関の意見を吸いあげた上、再度審議し、その結果が役員会へあがってゆく。企画連携室構成員は各機関の副館長、研究総主幹などにあたる教員であることが原則となっており、併任発令される。

本部事務局には総務・財務・施設の三課が置かれ、その束ねとして事務局長がいる。事務職員は新たに定員が措置されたのではなく、各機関からの定員供出による。

● 人事面での変化

機構長が文部科学大臣の発令による他は、基本的に全職員の任命権は機構長が持つ。機関の長は専決権を持つが、任命権は持たない。実際は専決事項が比較的広範囲に機関の長におろされているので、運用上は従来と大きな差異はない。

事務職員はそれまでどおり大学との交流人事が行われているが、国立大学法人の側は今までどおりの交流人事を続ける意志が薄い

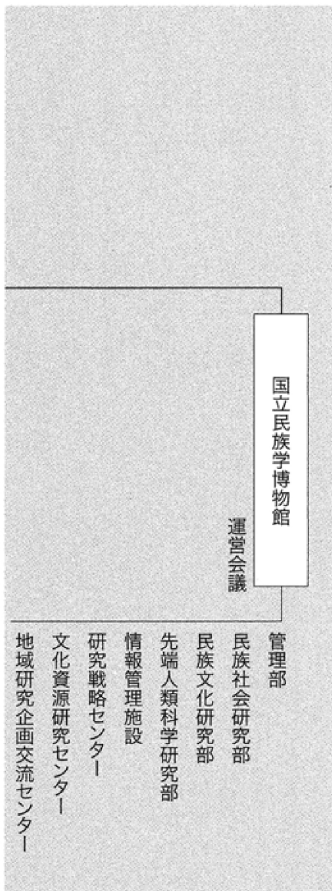


図1-1 人間文化研究機構の組織（2004年）

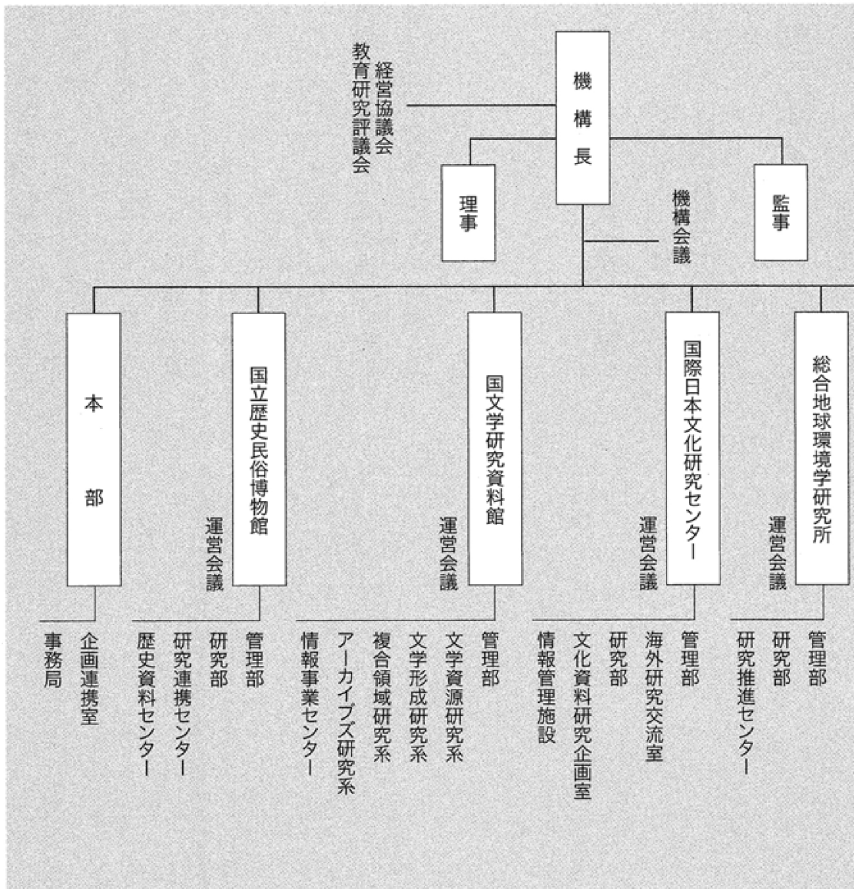
ため、近い将来各大学法人での独自の人事戦略を固める必要に迫られている。

民博独自の問題としては教員の定年がある。機構の退職規程では、教員の定年は六五歳であるが、民博と国文学研究資料館では六三歳である。六三歳定年は同規程附則で当面認められているが、新規採用者とすでに教員となっている者の間に不都合が生じており、早急に解決すべき問題となっている。

● 財務面での変化

会計制度に関して、従来の官庁型会計から企業型会計に移行した点が最も顕著な変化である。これにともない、毎年度財務諸表を公表しなければならなくなった。ただし、企業と異なり、独立採算制をとっていないこと、国と密接な関係があることから、必ずしも意思決定が法人で完結しない場合があること、などを考慮した会計制度になっている。

官庁型会計では、主眼はもっぱら予算事項に置かれ、予算の執行報告を決算とする考え方だったが、企業型会計では予算と決算は別である。官庁型では予算管理は事項別、執行は目別になっていたため、事項間の流用は表面化しなかったのに対し、企業型では目的別科目において予算と決算とが比較開示されるため、予算と決算の差異や予算の積算自体が問われることとなった。



民博の実行予算の立て方も大幅に変わった。従来予算を要求する部署別に事項を立てていたが、二〇〇五年度以降は基盤的経費とプロジェクト経費に大別する方法になる。これは先に述べた企業型会計に準じたもので、特にプロジェクトの成果と財務的合理性を明確にするのに有効である。

二〇〇三年度予算の額が運営交付金として固定され、これに効率化係数(予算削減)が毎年一パーセントずつかかってくる。従来 of 概算要求の制度は「教育研究特別経費」「特殊要因」にのみ残る。特殊要因は退職手当、建物などの営繕で、これまでどおり。教育研究特別経費には効率化係数がかからず、唯一予算を増やせる部分であるが、きわめて競争性が高く、また、毎年要求をしなければならぬ。民博の予算では教育研究特別経費は一六〇〇万円程度で、残りはすべて基盤経費であるから、当面毎年一パーセントの減はあるものの、法人第一期においてはある程度の安定経営は可能である。ただし、常設展示改修、くもん蒸施設改善などは機構による教育研究特別経費の概算要求に歩調を合わせて要求する必要がある。

機構本部は人件費を、各機関は物件費を管理することになっており、民博では今後二二億円程度の物件費について、いかに無駄を省き、いかに有効活用するかが、研究とその社会還元を推進するための鍵となるであろう。

●—評価

大学共同利用機関法人は一期六年の間に何を研究するかを事前に明らかにし、それを中期目標・計画として文部科学大臣の認可を受ける。そして、年度ごとに年度計画を作成し、その達成度を自己点検・評価の形で大臣に報告する。最終的には六年が終了する時点で、大臣の下に置かれる評価委員会がそれを評価し、法人の存廃、次期六年の運営交付金算定の根拠を示すことになっている。

このため、各機構・各機関では周到な評価システムを構築している。人間文化研究機構では、まず各機関が自己点検・評価をそれぞれの外部評価委員会と運営会議に諮って意見を聞いたうえで、機構本部が取り

まとめを行い、大臣に提出する。大学共同利用機関法人は法的には国立大学法人と並んで評価を受ける立場にあるが、大学とは異なる活動も多いため、それを正当に評価してもらう必要がある。

●——大学共同利用機関としての位置づけ

大学共同利用機関は、大学が単独で持ち得ない設備を全国の大学の研究者が利用するか、または、わが国の研究を短期間で世界的なレベルに引き上げる必要のある研究を重点的に行うための研究所である。いずれの場合も、関連分野の研究者コミュニティの強い支援をその前提としている。幸い民博は日本民族学会（現日本文化人類学会）はじめ関連諸学会の理解を得て、「共同研究」を活発に行ってきたとおり、高い評価が与えられている。しかし、法人化後はこれへの予算措置は特に大学共同利用機関にのみ特徴的なものではなくなった。そのため共同研究以外での共同利用をも強くアピールする必要性に迫られている。

法人化の際、他の省庁に属する研究機関が独立行政法人となったのに対し、文部省管轄の大学共同利用機関が国立大学法人とほぼ同一の法律に規定される大学共同利用機関法人となったのには、大学と研究者コミュニティの力が大きい。法人第一期の終了に向け、国家財政の逼迫から研究機関の統廃合が再び現実問題となることは目に見えており、われわれは「大学共同利用」という面を旗幟鮮明にしておく必要がある。民博の場合、「研究『博物館』」ではなく、「博物館を持った『研究所』」の性格を強調し、かつ、大学と研究者コミュニティによって広く支えられ、利用されている点を常に主張しておくことが必須である。

（長野泰彦）